

第 3 章 審 査

第 1 節 労働組合の資格審査

労働組合法第 5 条の規定による最近 5 か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

令和 4 年は、前年からの繰越しはなく新規申請が 15 件であり、全て委員候補者推薦を理由とする申請であった。

終結状況は、全て適合の決定をした。

(3 - 1 表) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
(平成) 30	—	14	—	—	14	14	—	14	—	—	—	14	—
(令和) 元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	15	—	—	15	15	—	15	—	—	—	15	—
3	—	—	—	1	1	1	—	1	—	—	—	1	—
4	—	15	—	—	15	15	—	15	—	—	—	15	—

第 2 節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定・告示について、令和 4 年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-2表のとおりである。

令和4年は、前年からの繰越し、新規申立てともになかった。

(3-2表) 不当労働行為事件の取扱状況

年 次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却		却 下	
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
(平成) 30	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 審査の目標期間の達成状況

(1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等については、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
 - ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
 - ・ 通常事件：1年
- （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
- （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

(2) 達成状況

令和4年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

- ・ 団交拒否事件
令和4年に終結した事件はない。
 - ・ 通常事件
令和4年に終結した事件はない。
- また、審査の実施状況等は、3-3表のとおりである。

(3-3表) 過去5年間における審査の実施状況

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
(平成) 30	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1件	1件	97日	0回	0回	0人
(令和) 元	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
2	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
3	団交拒否	1	1	30日	0回	0回	0人
	通常	—	—	—	—	—	—
4	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—

3 新規申立ての状況

(1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は1件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は3-4表のとおりである。

(3-4表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別								
		組合	個人	組合個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3
(平成)30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(令和)元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-5表のとおりである。

(3-5表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
(平成)30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(令和)元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第4節 再審査事件

1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-6表のとおりである。

令和4年は、当委員会を初審とする再審査事件の係属事件はなかった。

(3-6表) 再審査事件の係属件数

年次	係属件数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 (初 審 維 持)	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
(平成) 30	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第5節 行政訴訟事件

1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。